

千葉県手話言語の普及及び障害者のコミュニケーション

シヨン手段の利用を促進する条例（案）をつくりました。

条例とは、千葉県などの役所が、市の建物や土地の使い方、仕事の進め方などについてつくる決まりのことです。

1 なんで条例をつくるの？

きこえない、きこえにくい人が話すときに使うことばである手話は、声に出して使う日本語とはちがい、手や体の動きを使うべつのことばです。でも、長い間、「口の動きを見て相手が話していることを読みとる方法（口話法）のほうがいい」と考えて、手話をことばとはみとめず、きこえないこどもが通う学校で手話を教えませんでした。やがて、世界や日本で法律などの決まりを変えて手話をことばとしてみとめるようになりましたが、まだあまり知られていません。

令和 7 年 11 月には、きこえない、きこえにくい人のオリンピックである夏のデフリンピックが東京でひらかれます。わたしたちは、手話がことばの一つであることをあらためて知り、みなさんにそれを知らせるとともに、手話を使い、

身につけられる権利^{けんり}を守っていく必要^{ひつよう}があります。

また、ことばは、お互いの思いや考えを伝えあうために人と人とおこなう「コミュニケーション」になくてはならない大切なものです。障害^{しょうがい}のある人のコミュニケーションに対しては、障害^{しょうがい}の特ちょう^{とく}に合わせていろいろな方法^{ほうほう}で助けることができるようになりましたが、まだ十分ではありません。情報^{じょうほう}を使う方法^{ほうほう}（情報技術^{じょうほうぎじゅつ}）が、ふえたり新しくなったりするのに合わせて、千葉市などの役所ももっといろいろな方法^{ほうほう}を考えなくてはなりません。

障害^{しょうがい}のある人のコミュニケーションを助けるためには、いろいろな障害^{しょうがい}の特ちょう^{とく}に正しく合わせる事が大切です。いま、画面^{がめん}を目で見て指でさわるタッチパネルがいろいろなところにありますが、これは、目が見えない、見えにくい障害^{しょうがい}がある人にとっては使いづらいものです。このように、情報^{じょうほう}を使う方法^{ほうほう}が新しくなっても、障害^{しょうがい}の特ちょう^{とく}によってはよいことばかりではありません。また、きこえない、きこえにくい障害^{しょうがい}がある人の中には、手話^{しゅわ}を使わないで、ノートなどに書かれた文字を目で見る「要約筆記^{ようやくひっき}」や、文字を紙などに書いて伝える「筆談^{ひつだん}」などを使う人もいます。そして、きこえない障害^{しょうがい}と見えない障害^{しょうがい}の両方がある盲ろう者^{もう}もいます。それぞれの障害^{しょうがい}の特ちょう^{とく}はまったくちがいます。

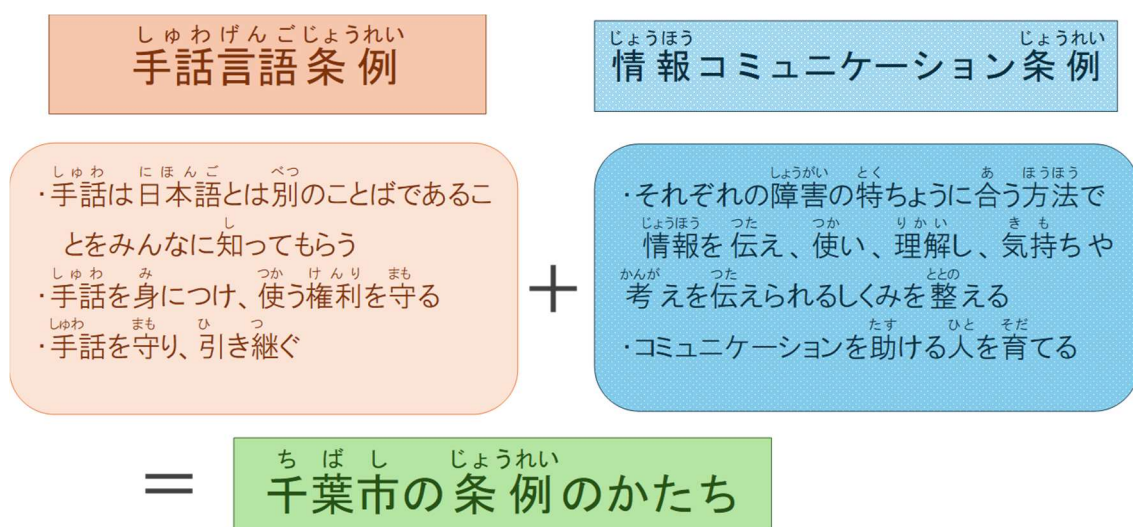
千葉市は、こうした障害^{しょうがい}のある人のまわりのいろいろなことについて考えた

結果、手話をみんなに知ってもらい、使いやすくすることと、障害のある人のコミュニケーションの方法をふやしたり新しくしたりすることで、障害のある人もない人も分かりあい、助けあう社会を目指すため、条例をつくることにしました。

2 条例のかたち

千葉市がつくる条例は、日本語とはべつのことばである手話言語をみんなに知ってもらい、使いやすくするための条例である「手話言語条例」と、障害のある人のコミュニケーションの方法をふやしたり新しくしたりすることや、コミュニケーションを助ける人を育てることなどについて決めた「情報コミュニケーション条例」の二つを足し合わせたかたちになっています。

【条例のかたちの図】



3 条例の内容

項目	内容
ぜんぶん 前文	条例をつくろうと思った今までのできごと、もととなる考え方、めざすものなどを書いています。
第1条 もくてき 目的	・市が何のためにこの条例をつくるのかを書いています。 ・手話言語を知ってもらい使いやすくすることと、障害のある人のコミュニケーションを助けるために、もととなる考え方（基本理念）を決めて、それぞれの立場の人の役割をはっきりさせるとともに、計画的に物事をすすめることを目指しています。
第2条 ようご ていぎ 用語の定義	・条例に出てくるそれぞれのことばの内容について書かれています。
第3条 きほんりねん 基本理念	・市が条例によって作りたい社会のすがたや、取り組むにあたってもととなる考えを書いています。 ・手話言語を学んで身につけ、使う権利を大切にし、みんなに知ってもらい使いやすくすることを目指すとともに、子どもたちの世代へとつないでいきます。 ・障害の特ちょうに合わせた方法で、障害のある人に分か

	りやすく情報^{じょうほう}を伝えることと、障害^{しょうがい}のある人が自分の考えを自分で決めて、みんなにそれを伝えることができるようにします。
第 4 条 市の責務^{せきむ}	・「基本理念^{きほんりねん}」を実現^{じつげん}するために、市が責任^{せきにん}をもって取り組むことを決めています。 ・市は、手話言語^{しゅわげんご}を使う権利^{けんり}を守り、手話言語^{しゅわげんご}をみんなに知ってもらい、使いやすくします。そして、障害^{しょうがい}のある人のコミュニケーションを助けるためにいろいろな物事を計画的^{けいかくてき}にすすめます。
第 5 条 市民^{しみん}の役割^{やくわり}	・基本理念^{きほんりねん}を実現^{じつげん}するため、市民^{しみん}（市でくらす人たち）の役割^{やくわり}について書いています。 ・市民^{しみん}は、障害^{しょうがい}があってもなくても、基本理念^{きほんりねん}をよく理解^{りかい}し、障害^{しょうがい}のある人が情報^{じょうほう}を手に入れてそれを使うことが大切であることを知り、市が取り組むことに協力^{きょうりょく}するために努力^{どりょく}するものとします。
第 6 条 事業者等^{じぎょうしゃとう}の役割^{やくわり}	・基本理念^{きほんりねん}を実現^{じつげん}するため、事業者等^{じぎょうしゃとう}（お店や会社など）の役割^{やくわり}について書いています。 ・事業者等^{じぎょうしゃとう}は、基本理念^{きほんりねん}をよく理解^{りかい}し、障害^{しょうがい}のある人が

	情報^{じょうほう}を手に入れてそれを使うことが大切であることを知り、障害^{しょうがい}のある人に対し、障害^{しょうがい}があつてしづらいこと、こまっていることをできるだけなくすようにします(合理的配慮^{ごうりてきはいりょ})。そして、市が取り組むことに協力^{きょうりよく}するために努力^{どりよく}するものとします。
第 7 条 施策^{しさく}の推進^{すいしん}	・市が進めていく具体的^{ぐたいてき}な取り組み(施策^{しさく})について書いています。 ○手話言語^{しゅわげんご}を知ってもらうこと、手話言語^{しゅわげんご}を使う権利^{けんり}を守ること、こどもたちの世代^{せだい}へとつないでいくための施策^{しさく} ○障害^{しょうがい}があってもなくても、またその重さにかかわらず、情報^{じょうほう}を手に入れて理解^{りかい}し、自分の気持ちや考えを自由にみんなに伝えられるように社会を整えるための施策^{しさく} ○コミュニケーションをたすける人(コミュニケーション支援者^{しえんしゃ})を育てるための施策^{しさく} ○そのほか、条例^{じょうれい}の目的をかなえるための施策^{しさく}
第 8 条 財政措置^{ざいせいそち}	・施策^{しさく}を進めるために必要^{ひつよう}なお金を市が用意することを書いています。
第 9 条	・施策^{しさく}がどれくらい進んでいるかを調べるために、市は、

当事者の意見 聴取	障害のある人、障害のある人を助ける仕事をしている人、 学校の先生などのくわしい人などが集まる「千葉市障害者 施策推進協議会」で、みなさんの意見をききます。
第 10 条 公共施設での 啓発	・手話言語を知ってもらい、手話言語などのコミュニケーションをとる方法（コミュニケーション手段）を使いやすくするため、市は、市役所やコミュニティーセンターなどの公共施設で、進んで広めるようにします。
第 11 条 学ぶ機会 の提供	・手話言語や、障害のある人のコミュニケーション手段を学ぶ場所や時間をつくるため、市は、障害のある人や、関係する団体、学校などと協力して取り組みます。
第 12 条 通訳者の設置、 派遣体制 の整備	・障害のある人のコミュニケーションを助けるために、役所などに通訳する人をおいたり、障害のある人のところに行ってもらい（派遣）しくみを整えたりすることについて書いています。
第 13 条 障害特性に 配慮した情報 発信等	・障害のある人が、市の情報をすぐ手に入れられるように、市は、障害の特ちょうに合ったコミュニケーション手段を使って伝えます。そして、市は、障害のある人が役所の手続きのために情報技術を使う時に、障害の特ちょうに

	合わせて助けたり、代わりの方法^{ほうほう}を見つけることについて書いています。
第 14 条 さいがい じ 災害時の コミ ュニケーショ ンの支援^{しえん}	・地震^{じしん}や台風^{たいふう}などの災害^{さいがい}がおきた時の情報^{じょうほう}の伝え方や、避難所^{ひなんじょ}などでのコミュニケーションがうまくいくように、市は、障害^{しょうがい}の特ちょうに合わせていろいろな方法^{ほうほう}で助けるように努力^{どりょく}することを書いています。
第 15 条 いにん 委任	・条例^{じょうれい}を進めるために必要^{ひつよう}なことは、市長が決めます。

4 条例^{じょうれい}をどう考えてきたか

千葉市は、条例案^{じょうれいあん}をつくるため、「千葉市障害者施策推進協議会^{ちばししょうがいしゃしさくすいしんぎょうぎかい}」という組織^{そしき}で、障害^{しょうがい}がある人やその家族^{かぞく}、地域^{ちいき}でくらす人の相談^{そうだん}にのる民生委員^{みんせいいいん}・児童委員^{じどういいん}、働きたい人を助ける団体^{だんたい}、病院^{びょういん}のお医者さん、学校の先生^{せんせい}などの委員と、コミュニケーションがとくに難しい障害^{しょうがい}のある人や、手話通訳者^{しゅわつうやく}のみなさんといっしょに、条例^{じょうれい}や施策^{しさく}の内容^{ないよう}について話し合ってきました。

【話し合いのスケジュール】

・令和 5 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会^{しょうがいしゃしさくすいしんぎょうぎかい}(令和 6 年 3 月 15 日開催^{かいさい})

(内容) 条例検討^{じょうれいけんとう}のアナウンス

・令和 6 年度第 1 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 6 年 7 月 19 日開催)

(内容) 条例制定に向けた論点整理

・令和 6 年度第 2 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 6 年 9 月 19 日開催)

(内容) 条例骨子案の検討

・令和 6 年度第 3 回千葉市障害者施策推進協議会 (令和 6 年 11 月 27 日
開催)

(内容) 条例素案の検討①

・令和 6 年度第 4 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 7 年 1 月 30 日開催)

(内容) 条例素案の検討②

・令和 6 年度第 5 回千葉市障害者施策推進協議会(令和 7 年 3 月 7 日開催)

(内容) 条例案の検討

千葉市障害者施策推進協議会の会議資料・話し合いの結果は、市のホームページで見
ることができます。

【市ホームページ URL】

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/sesakusuisinkyogi>